

写真等の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民や市内外の事業者等（以下「使用者」という。）に対し、小樽市総務部広報広聴課が管理する写真等を、市の広報、宣伝及びイメージアップ等に積極的に活用してもらうために、写真等の使用に対し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 写真等 写真データ及び映像データ
- (2) 発行物 提供した写真等を利用した印刷物、映像作品及びテレビ放送番組等

(使用を認める範囲)

第3条 写真等は、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの若しくはそのおそれのあるもの
- (2) 営利目的であるもの（ただし、営利目的であっても掲載や使用により市の広報、宣伝及びイメージアップにつながるものであると広報広聴課長が認めるときは、この限りでない。）
- (3) 写真等や写真等を印刷したものを、そのままの状態の販売するもの
- (4) 市及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるもの
- (5) 特定の個人及び団体を市が公認、若しくは支援しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるもの
- (6) 特定の個人及び団体の営利、政治、宗教活動を助長するおそれがあるもの。
- (7) 自己の商標若しくは意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるもの
- (8) 市の事業又は市が認めた事業を推進する上で支障があると認められるもの
- (9) 市又は被写体が不利益を被るものであると認められるもの
- (10) その他、広報広聴課長が不適当な使用と認めるもの

(申請書の提出)

第4条 使用者は、写真等の使用を希望するときは、必要書類を添えた写真等使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）又は、申請フォームから、利用許諾等の開始を希望する日の5日前（土、日曜日及び祝日を除く）までに、広報広聴課長に提出しなければならない。なお、平成12年以前の写真等の使用を希望する場合は、利用許諾等の開始を希望する日の20日前（土、日曜日及び祝日を除く）までに、使用申請書を提出すること。

(使用承認)

第5条 広報広聴課長は、前条の規定により使用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に写真等を提供することで承認したものとする。
また、使用を承認しないときは、写真等使用不承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(対象物)

第6条 写真等の提供はデジタルデータとし、ネガフィルムの貸し出しは行わない。

(提供の料金)

第7条 写真等の提供は無料とする。

(提供条件)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した使用目的のみに使用し、広報広聴課長が条件を付した場合にはそれに従うこと。
- (2) 写真等のイメージや撮影された趣旨を損なう使用をしないこと。
- (3) 写真等の二次加工等をしないこと。ただし、協議を行い、事前に広報広聴課長の承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 写真等を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 写真等について、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録その他の知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしないこと。
- (6) 写真等に「小樽市総務部広報広聴課所蔵」と記し、提供元を明記すること。ただし、風景写真等をイメージとして使う場合など、文字の標記が不要であると広報広聴課長が認めるものについては、この限りではない。
- (7) 提供を受けた写真等と合わせ、その被写体となる場所、地名、施設の名前及びその説明を記載する等、可能な限り市の広報、宣伝及びイメージアップにつながるよう配慮すること。

(著作権)

第9条 写真等に関する著作権等の諸権利は、市に帰属する。

(提供期間終了後の破棄)

第10条 写真等は、デジタルデータにより提供するものとし、申請者は使用後に必ずデータを破棄するものとする。

(使用内容の変更)

第11条 使用者は、使用内容に変更が生じる場合には、速やかに写真等使用内容変更届出書（様式第3号）を広報広聴課長に提出するものとする。

(承認の取り消し)

第12条 広報広聴課長は、使用者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認め

るときは、承認を取り消すものとする。この場合において、広報広聴課長は、承認の取り消し理由を付して、写真等使用取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

(1) この要綱の規定に違反していると認められるとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広報広聴課長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消されたものは、写真等をいかなる場合でも使用してはならない。

3 第1項の規定により承認を取り消されたものは、すでに写真等の提供を受けているときは、速やかに写真等のデータを破棄しなければならない。

4 第1項の規定により承認を取り消されたものは、広報広聴課長が写真等を使用した成果物等の回収を求めたときは、速やかに応じなければならない。

(責任の制限)

第13条 広報広聴課長は、前条の規定により承認の取り消しをした場合において、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

2 広報広聴課長は、使用者が写真等の使用によって、本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、提供によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与や譲渡、及び承継させてはならない。

(争論等の解決)

第15条 写真等の使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者が使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第16条 広報広聴課長は、使用者による写真等の使用により市に損害が生じたときは、その損害の賠償を使用者に請求することができる。

(苦情等の処理)

第17条 使用者は、提供を受けた写真等を使用した成果物等に関して苦情があったときは、使用者の責任において必要な措置を講じるとともに、広報広聴課長にその旨を報告しなければならない。

(協力者への無償提供)

第18条 広報広聴課長は、写真等の被写体等となった者で複製等の提供を希望する者(当該本人やその家族及び広報広聴課長が適当と認める者に限る。以下「希望者」という。)がいる場合は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に定める方法により、無償で譲渡することができる。なお、使用申請書の提出は求めない。

(1) プリント 当該本人又はその家族に対し、1枚提供

(2) デジタルデータ 希望者にメールで提供

(個人情報の取扱い)

第19条 写真等の使用申請で取得した個人情報は、小樽市公式ホームページ「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」に準じて取り扱う。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項又は疑義のある事項については、広報広聴課長と協議するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、写真等の使用に関して必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月21日から適用する。